

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年12月7日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成27年3月3日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、C工場で調理工として業務に従事していた。

2 請求人は、平成29年4月4日、D医療機関を受診したところ、「熱傷に伴う手指知覚異常の疑い」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人によると、平成28年11月14日、オーブンで焼かれた肉を移す作業により熱傷を負い、更に同年12月21日、炭火で焼かれた肉を移す作業により熱傷を負った（以下、これらの熱傷の災害を「本件災害」という。）ことが原因であるという。

3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び平成29年3月31日から同年6月5日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年9月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は、本件災害によって発症したものであり、したがって、業務上の事由によるものである旨主張していることから、以下検討する。

本件災害の発生事実について、会社関係者の聴取によれば、災害発生時の事故報告書類はなく、後日、ヒアリングした時に報告されたものであり、現認者はいない。請求人も、本件災害当日、熱傷を負った自覚があった訳ではなく、作業中に手指に痛みを感じたため、熱傷を負ったのではないかと思ったと申述しており、本件災害事実は、必ずしも明らかであるとはいえない。

(2) 次に、本件傷病に係る医師の意見をみると、以下のとおりである。E医師は、平成29年10月5日付け意見書において、要旨、「主訴は手指の疼痛で、他覚的所見上は明らかな問題なし。本件傷病の明確な発症原因は不明。因果関係はないとはいいい難い。」と述べている。また、F医療機関のG医師は平成30年6月8日付け診断書において、要旨、「熱傷後に手掌手指の感覚異常が生じており、軽度の刺激により痛みを感じる状態と考えられる。現在、皮膚には外見上の明らかな変化は認められていない。」と述べている。

(3) 当審査会としては、請求人の主張及び一件記録を精査したが、E医師は、上記意見書において本件傷病の診断根拠について、請求人の訴えから熱傷に伴う手指知覚異常の疑いと所見しているところ、請求人が同医師を受診したのは本件災害発生から4か月以上経過後であり、受傷原因については可能性に言及したものにすぎないと判断する。また、G医師の診断書についても、本件災害発生から4か月以上経過してからの所見であり、本件災害と本件傷病との因果関係を客観的に裏付ける根拠は示されていないと判断する。

(4) 以上のとおり、本件災害発生の事実を裏付ける資料は見いだせず、各医師の意見も発症原因の確定診断には至っていないことから、当審査会としては、本

件傷病と本件災害との相当因果関係は認められないと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月29日